

みんなが、子育てしやすい鎌倉へ。

平成 27 年 4 月から（予定）

子ども・子育て支援新制度が 始まります！



子ども・子育て支援新制度って？

■『子ども・子育て支援新制度』とは

子ども・子育て関連 3 法（※）に基づき平成 27 年 4 月から実施される予定の、子ども・子育て支援の新しい仕組みです。

この制度は、『子育てについての第一義的責任は保護者が持つ』という基本的な考え方をベースとして、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指します。

（※）子ども・子育て関連 3 法って？

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 認定こども園法の一部を改正する法律
- ③ 関係法律の整備等に関する法律

この 3 つの法律を総称して
「子ども・子育て関連 3 法」
と呼んでいます。

■なぜ新たな制度になるの？

少子化の進行、子育ての孤立感や負担感の増加、待機児童問題など、子育てをめぐる現状と課題を改善するため、今までの制度を見直して、新たな制度をスタートさせます。

■こんな取り組みを進めていきます！





- ① 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会をめざします。
- ② 幼稚園と保育所のよいところを一つにした「認定こども園」の普及を図ります。
- ③ 幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の「量の拡充」や「質の向上」を進めます。

どんな施設・事業があるの？

■教育・保育の場

幼稚園・保育所に加えて、「認定こども園」の普及を図ります。

また、「地域型保育」を新設し、待機児童の多い3歳未満児の保育を増やします。

| | |
|---|---|
| <p>幼稚園 3～5さい</p>  <p>小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校</p> <p>利用時間 昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施。</p> <p>利用できる保護者 制限なし</p> | <p>保育所 0～5さい</p>  <p>就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設</p> <p>利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。</p> <p>利用できる保護者 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。</p> |
| <p>認定こども園 0～5さい</p>  <p>教育と保育を一体的に行う施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。 保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。 | <p>地域型保育 0～2さい</p>  <p>少人数の単位で、0-2歳の子どもを預かる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育事業、小規模保育事業など 就労などのため家庭で保育のできない保護者が対象 |

■地域の子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談などができる地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど地域の様々な子育て支援を充実します。

| 事業名 | 概要 | 問い合わせ先 |
|-------------------------------|--|-----------------------------------|
| 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、つどいの広場） | 子育て親子の交流の場を提供し、交流の促進を図るとともに、育児に役立つ情報のお知らせや子育て相談を行う等、地域での子育て支援を実施 | こども相談課 61-3751 こどもみらい課 61-3891 |
| 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） | 生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、お子さんの発育発達や子育て支援の情報提供などを実施 | 市民健康課 61-3944 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 育児や家事の援助を受けることを希望する人と、支援を行うことを希望する人が会員となり、地域の中での相互の助け合いを実施 | こども相談課 61-3896 |
| 一時預かり事業 | 急な用事や短期のパートタイム就労など、家庭で一時的に保育が困難となった場合の預かり | 保育課 61-3892 |
| 延長保育事業 | 保育所に入所している子どもに対して、11時間の開所時間を超えた時間帯の保育 | |
| 放課後児童クラブ（子どもの家） | 就労などにより保護者が昼間家庭にいない子ども（小学生）に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供 | 青少年課 61-3886 |

何が変わるの？

新制度に移行する幼稚園（※）や保育所、認定こども園等の利用に関わる、次の3つのことが変わります。

①給付の仕組み

現行制度では、幼稚園（※）や保育所、認定こども園等には保護者が負担する保育料以外にも各施設の運営に必要な費用が支給されています。この支給はこれまで、文部科学省と厚生労働省に分かれていましたが、新制度では内閣府からの給付に統一されます。

また、この給付等のために、消費税が10%になった際の増収分から、毎年7,000億円程度が充てられることになっています。

なお、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、給付は新制度に移行する幼稚園（※）や保育所、認定こども園に直接行う仕組みになります。

②利用の手続き

新制度に移行する幼稚園（※）や保育所、認定こども園等への申込みとは別に、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受けるため、鎌倉市への申請が必要になります（手続きの方法は、利用する施設等により異なりますので、4・5ページをご確認ください）。

③保育料

新制度に移行する幼稚園（※）や保育所、認定こども園等の保育料は、所得などに応じて鎌倉市が決めることになります。

なお、平成27年3月ごろに決まる国の基準を上限に、鎌倉市が保育料を決定するため、現在のところ金額は未定です。

（※）幼稚園について



幼稚園については、新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園があります。

幼稚園が、平成27年度どちらの園になるかは、平成26年度の秋ごろに決まります。

現行制度のまま継続する園については、手続きと保育料の仕組みは今までと変わりません。

なお、平成27年度は現行制度のまま継続する園でも、平成28年度以降に、新制度に移行する場合があります。

◆新制度に移行する園の手続きの流れは4ページ、現行制度のまま継続する園の手続きの流れは5ページをご覧ください。

教育・保育の利用手続きの流れはどのようなの？

■支給認定

新制度に移行する幼稚園（※）や保育所、認定こども園等の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

■支給認定の種類 3つの認定区分

1号認定

教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合

利用先：幼稚園（※）、認定こども園

2号認定

満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、保護者の就労状況などにより、保育を必要とする場合

利用先：保育所、認定こども園

3号認定

満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、保護者の就労状況などにより、保育を必要とする場合

利用先：保育所、認定こども園、地域型保育

■保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定を受ける方は、保護者の就労時間などの事由により、保育の必要量が『保育標準時間』（保育を利用できる時間：11時間）と『保育短時間』（保育を利用できる時間：8時間）に区分されます。

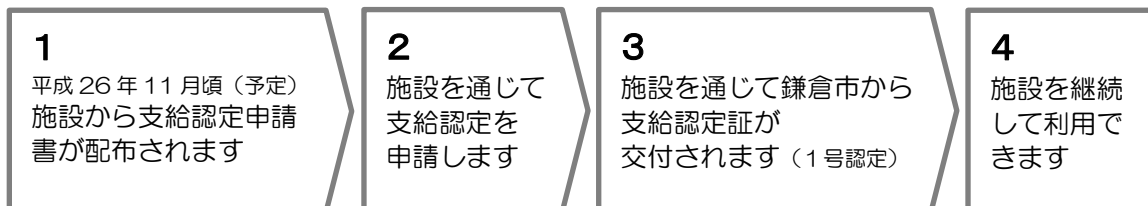
■手続きの流れ

1号認定

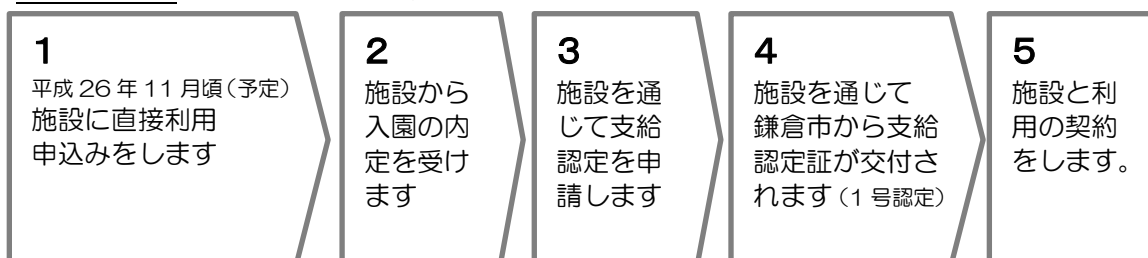
を受けて利用する施設



●既に施設を利用している場合



●今後新たに施設を利用する場合



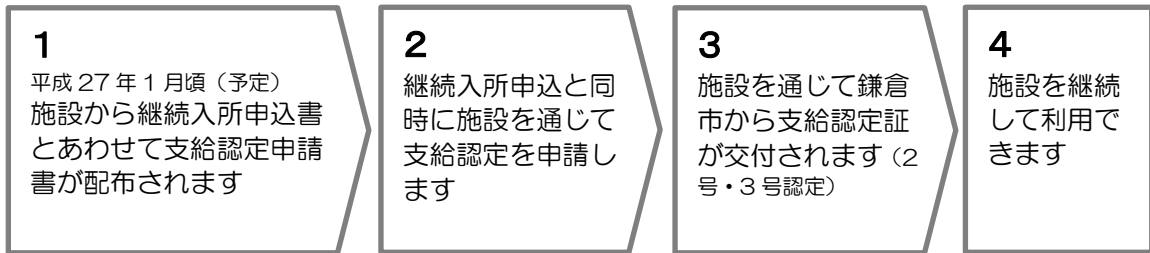
2号認定

3号認定

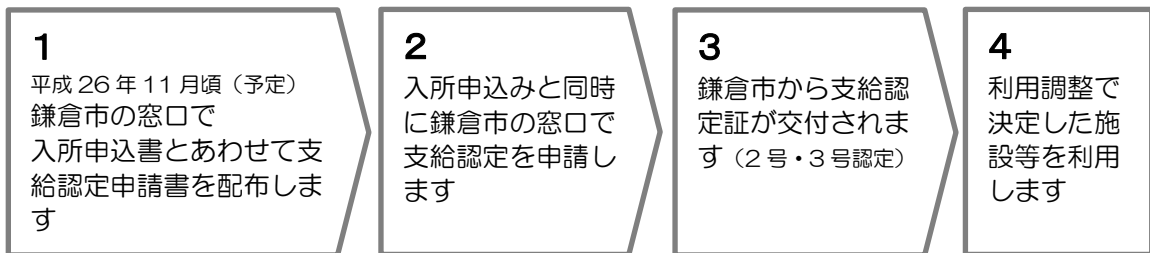
を受けて利用する施設等



●既に施設を利用している場合



●今後新たに施設等を利用する場合



(※) 幼稚園について 幼稚園については、新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園があります。

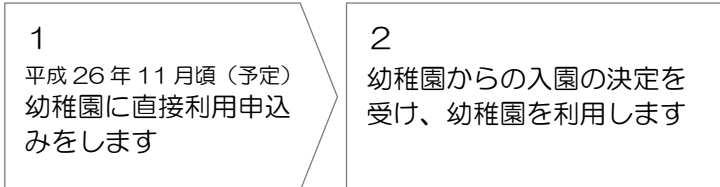
現行制度のまま継続する幼稚園の利用手続きについては、以下のとおりです。
支給認定を受ける必要はありません。



●すでに幼稚園を利用している場合

継続して幼稚園を利用できます

●今後新たに幼稚園を利用する場合



- ・保育料等は幼稚園により異なります。
- ・現行制度のまま継続する園に通う場合、お子さんの保護者の経済的負担を軽減する「私立幼稚園等就園奨励費補助金」の制度は、今後も継続される予定です。

新制度に関する鎌倉市の取り組みは？

■市町村子ども・子育て支援事業計画の策定

新制度では、市町村が子ども・子育て支援の実施主体として、「事業計画」を策定し、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に行うこととなります。鎌倉市では、昨年 10～11 月にかけてニーズ調査を実施し、地域の子育て支援サービスのニーズを把握するなどしました。また、8月に、市民の皆様のご意見をお伺いする市民懇談会を開催します。

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育てかまくら市民懇談会を開催します！！



市では、子ども・子育て支援法に基づき、すべての子どもが健やかに成長できる環境を整備するための「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け、市民の皆さんのご意見をお聞きする市民懇談会を開催します。また、この懇談会では、平成 27 年に施行が予定されている子ども・子育て支援新制度についても説明を行います。

| 開催日 | 会場 | 時間 |
|------------|----------------|-------------|
| 8月 14 日（木） | 玉縄学習センター 第2集会室 | 14:00～15:30 |
| 8月 22 日（金） | 深沢学習センター 第3集会室 | 10:00～11:30 |
| 8月 23 日（土） | 鎌倉市役所 822 会議室 | 10:00～11:30 |
| 8月 27 日（水） | 腰越支所 多目的室 | 14:30～16:00 |
| | 大船学習センター 第2集会室 | 19:00～20:30 |

会場の都合上、各回先着 40 名程度とさせていただきます。
なお、託児をご希望の方は、7月 15 日（火）～8月 7 日（木）までの間に、子ども・子育て支援新制度担当まで電話でお申し込みください。
駐車スペースに限りがあるため、公共交通機関でのご来場にご協力をお願いいたします。

問合せ先

鎌倉市こどもみらい部子ども・子育て支援新制度担当

- 電話：0467-61-3844
- FAX：0467-23-8700
- 電子メール：kodomokosodate@city.kamakura.kanagawa.jp

平成 26 年 7 月 鎌倉市

